



こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和5年度 第4号

(2024年2月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

令和6年度(前期)技能検定試験

機械加工、防水施工など39職種の技能取得レベルを評価する
国家検定試験です。

ものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、年齢等の要件を満たす方は技能検定試験(3級の実技試験)を受ける際の受検手数料を一部免除しています。

試験日程や受検手数料等の詳細については、下記へお問い合わせください。

受付期間: 令和6年4月3日(水)~4月16日(火)

受検手数料: 実技18,200円以内

学科一律3,100円

出願方法: 持参、郵送(消印有効)

【問い合わせ】

高知県職業能力開発協会

〒781-5101 高知市布師田3992-4

高知県立地域職業訓練センター内

TEL(088)846-2300 FAX(088)846-2302

参加者を募集しています

「職業意識やビジネスマナー等を習得することにより、就労に対する不安の解消や社会人としての

自覚と責任感の養成を図ること」を目的に、**新入社員合同研修会**を開催します!

令和6年

3月25日(月)

※受付は、9:30開始

10:00~16:00 高知会館 2階 白鳳の間

お申込みは
FAX・メール

無料

対象	高知県内企業に入社される新社会人の方	講師紹介	<p>オフィスエミナス 尾崎 美樹氏</p> <p>◇元高知放送アナウンサー。独立後、FM高知「プライムトーク」KCB「Kochi on TV」RKC「みんなのローソン活用術」などの番組担当、式典やイベント司会、ナレーション、講演会を行う。</p> <p>◇産業カウンセラー、キャリアコンサルタント資格を持ち、働く方々のメンタルヘルス事業・研修に携り、これまで1,000人以上をカウンセリング。研修参加者は3,000人を超える。</p> <p>「話し方は魂の表現」をモットーに、話し方の神髄を伝え続けており、多岐にわたり活躍中。</p>
内容	<p>【第1部】ビジネスマナーⅠ 社会人基礎力 ~社会人としての基本的なあり方~</p> <p>【第2部】ビジネスマナーⅡ 実技編 ~たったこれだけ!印象UP術~</p> <p>【第3部】新入社員の皆さまへのお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジョブカフェこうち ・高知県選挙管理委員会 ・高知労働局 <p>事務連絡およびアンケート記入</p>		

【問い合わせ】高知若年者地域連携事業運営事務局

〒780-0841 高知市常屋町2丁目1-35 ジョブカフェこうち内 TEL(088)826-6051 FAX(088)826-6052 mail:kochi-jakunen@lec-jp.com
厚生労働省(高知労働局)委託事業「若年者地域連携事業」 受託者:株式会社東京リーガルマインド <http://partner.lec-jp.com/>

「働くルール知っていますか?」リーフレットを作成しました

高知県では、アルバイトや新入社員となる方に向け、これから仕事をしていく上で知っておきたいルールについて簡単にまとめたリーフレットを作成しました。

貴事業所でも、ぜひご活用ください。右のQRコードからご覧いただけます。



必見! 職場のハラスメントを未然に防ぐために

●出前講座 ～ハラスメント等をテーマとする研修、講座に、無料で講師を派遣します!!

	こうち男女共同参画センター「ソール」	高知県人権啓発センター
講座時間	60分～120分程度	60分～120分程度
費用	講師料無料 (会場費・設備費・資料印刷費・通信費等は主催者負担)	講師料無料 (交通費は原則主催者負担) ※負担が困難な場合は要相談
申込	電話又はHP「出前講座申込フォーム」 TEL:088-873-9100 (休館日:第2水曜日・祝日・年末年始)	電話でお申込ください TEL:088-821-4681 (休館日:土・日・祝日・年末年始)

●犯罪被害者の休暇制度について

犯罪被害者等の方々が仕事を辞めることなく、精神的・身体的被害を軽減・回復できるよう、被害回復のための休暇制度の導入について考えてみませんか。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】高知労働局 雇用環境・均等室まで。



労働条件明示事項等の変更について

労務改善 Q&A

Q

令和6年4月から労働条件明示のルールが変更されると聞きましたが、どのような内容ですか。

A

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示する必要があります(労働基準法第15条)。

令和6年4月1日から、「労働基準法施行規則」と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の改正により、労働条件の明示事項等が変更されます。

変更内容、注意すべきポイントは、次の1～4のとおりです(いずれも労働条件の明示方法は、書面の交付によりますが、労働者の希望によりメールの送信等によることも可能です。)

1は働く方全てに対して、2～4は有期労働契約で働く方に対して明示する必要があります。

1 就業場所・業務内容の変更の範囲の明示

労働契約の締結と有期労働契約の契約更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務内容に加え、これらの「変更の範囲(将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲)」についても明示が必要になります。

2 更新上限の明示

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間又は更新回数の上限)の有無とその内容の明示が必要になります。

また、更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を新設・短縮する前のタイミングで説明することが必要になります。

3 無期転換申込機会の明示

「無期転換申込権」が発生する有期労働契約の更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会の明示が必要になります)。

4 無期転換後の労働条件の明示

「無期転換申込権」が発生する有期労働契約の更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

また、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等)とのバランスを考慮した事項(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)の説明に努めることが必要になります。

(参考)

厚生労働省「令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html



高知県労働委員会

〒780-0850 高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

お気軽にご相談ください!

TEL 088-821-4645